

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	730	その他	都道府県	新潟県	総務省	対象外	地方債制度の見直し	地方債制度の見直し	<p>成果指標と結果に基づく目標管理型の新たな地方債制度への転換</p> <p>地方債の使途ではなく、効果を重視した制度への転換</p> <p>・成果指標を設定し、その目標達成のために必要な施策を展開するための財源として、使途の定めのない地方債を一定枠で自由に発行できる制度</p> <p>・地方分権時代にふさわしい、地方の裁量と責任を尊重した制度</p>	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>現在の地方債制度は、地方財政法により対象事業が建設事業等に限定されるなど、使途に制限がある。</p> <p>また、地方債が正しく使用されているかが重視されており、施策目的達成のために有効かといった観点での制度になっていない。</p> <p>【制度改正の内容】</p> <p>地方債の使途ではなく、効果を重視した制度への転換を図り、地方自治体において成果指標を設定し、その目標達成のために必要な施策を展開するための財源として、使途の定めのない地方債を一定枠で自由に発行できる制度に転換すべき。</p>	【対象外】
26年	33	土木・建築	都道府県	愛知県	内閣府、国土交通省	対象外	道路法施行規則 (一般国道の指定区間を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準)第1条の2	直轄道路の事務・権限の移譲	<p>平成25年12月の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針(閣議決定)」に基づき、直轄道路の事務・権限の移譲、及び直轄事業のあり方について、適切な見直しを行うこと。</p>	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>直轄道路の移譲に伴う財源措置について、所要の法整備を行った上で確実に措置するとともに、個別協議において合意に至らなかった路線についても、引き続き移管に向けた検討を進められた。</p> <p>なお、国と地方の役割分担や社会資本を巡る状況変化を踏まえ、国際拠点空港と高規格幹線道路を直結する道路(西知多道路)など、直轄事業のあり方についても、適切な見直しを行われた。</p>	【対象外】
26年	264	雇用・労働	都道府県	埼玉県	厚生労働省	対象外	障害者雇用促進法 第38条、第43条、第46条、第47条、第82条 等	障害者雇用の実態に関する情報の開示	<p>ハローワークが各種法令に基づき事業主に対して行う指導権限の移譲については「ハローワークの地方移管」の中で包括的に求めているところであるが、移譲が実現するまでの間においても障害者雇用に関する事業主への調査結果等について地方自治体への情報開示を進めること。</p>	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>民間企業の障害者雇用率は本社所在地別の集計となっており、障害者雇用の実態を的確に反映したものになっていない。</p> <p>(本県では県外に本社がある事業所が多く、障害者雇用率が実態より低く出る傾向がある。)</p> <p>本県は効果的な障害者雇用施策を推進するには事業所所在地別の障害者雇用率を調査・公表すべきであることをかねてから主張しているが、実現していない。</p> <p>効果的な障害者雇用促進施策を推進するためにも、県内事業所における障害者雇用の実態把握は不可欠である。</p> <p>このため、国が行っている障害者雇用の実態調査結果データなど、地方自治体が必要とする情報の開示を積極的に進めること。</p>	【対象外】
26年	284	環境・衛生	都道府県	埼玉県	経済産業省、国土交通省	対象外	住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギーハウス支援事業)公募要領 住宅のゼロ・エネルギー化推進事業公募要領	<p>既存市街地エコタウン化推進のための関連補助事業の補助要件緩和及び申請手続の簡素化</p>	<p>既存住宅の省エネ化、再生可能エネルギーの一層の活用及び蓄電池の普及を進めることを目的とする補助事業について、一般住民及び中小企業等が主体となって取り組むことができるよう補助要件及び申請手続を簡略化すること。</p>	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>経済産業省及び国土交通省が所管する「ネット・ゼロ・エネルギーハウス支援事業」及び「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」は、年間一次エネルギー消費量がネット概ねゼロとなる新築及び既築の住宅への補助事業である。前者は建築主または所有者に対して、後者は中小工務店を交付対象とした事業であるが、住宅の熟損失係数やエネルギー削減率を算出しなければならないため、一般住民や中小企業では申請が困難である。</p> <p>また、年間一次エネルギー消費量がネット概ねゼロになるまでには至らない省エネ改修等についても対象にするなど、一般住民が取り組むことができるようにする必要がある。</p> <p>既存住宅の省エネ化、再生可能エネルギーの一層の活用及び蓄電池の普及を進めるため、住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギーハウス支援事業)公募要領及び住宅のゼロ・エネルギー化推進事業公募要領を改め、一般住民及び中小企業等が主体となって取り組むことができるよう補助要件及び申請手続を簡略化すること。</p>	【対象外】
26年	868	消防・防災・安全	指定都市	さいたま市	内閣府	対象外	民法第717条	<p>災害時の、民間事業者が保有する施設を一時滞在施設として使用した際の施設管理責任について、施設を開放し、かつ、災害発生時前の施設管理を怠らなかつた場合に、民法における「建物所有者の無過失責任」を免除する</p>	<p>災害時に民間事業者が保有する施設を一時滞在施設として使用した際の施設管理責任について、施設を開放し、かつ、災害発生時前の施設管理を怠らなかつた場合に、民法における「建物所有者の無過失責任」を免除する</p>	<p>帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設について、自治体の公共施設だけで想定される帰宅困難者を収容することは不可能であり、民間事業者の協力が不可欠である。</p> <p>しかし、民法第717条の「建物所有者の無過失責任」では、災害時に善意で帰宅困難者を受け入れた場合であっても、建物所有者に賠償責任が及ぶ場合があり、民間事業者が自治体へ一時滞在施設として協力することへの阻害要因となっている。</p> <p>そのため、民間事業者の協力をさらに得るために、施設を開放し、かつ、災害発生時前の施設管理を怠らなかつた場合に、民法における「建物所有者の無過失責任」を免除する等の見直しが必要と考える。</p>	【対象外】

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	144	その他	施行時特例市	草加市	総務省	対象外	特別交付税に関する省令第3号、第4条第1号ホ、第5条	特別地方交付税の減額に対する見直し	国は、自治体職員給与を国の基準に従って定めることを「是正指導」し、また職員定数においても更なる削減を行うことを求め、その対応次第で地方交付税を増減するという手法で、自治体経営の根幹である行政組織運営に支障も思える関与を行っている。 この関与の見直しをお願いする。本提案は、税制改正に関する提案であり、国から地方への権限移譲にも規制緩和にも該当しないため、提案対象外である。	【紙帳参照】	【対象外】
26年	508	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	対象外	九州成長戦略アクションプラン	国際ビジネス交流・対日投資に関する事務に係る改善	当該事務に係る経済産業局としての事務の廃止	都道府県と重複している、経済産業局におけるセミナー・商談会の開催や英語版ツールの作成等の国際ビジネス交流・対日投資に関する事務を廃止し、二重行政を解消することにより、国としては、オールジャパンとしての事務に特化し、都道府県としては地域に根ざした国際ビジネス交流・対日投資に関する事務を担うことで、国と地方が連携した効果的な政策展開が期待できる。	【対象外】
26年	135	その他	施行時特例市	長岡市	総務省	対象外	地方税法第22条	税情報を福祉目的の給付等に活用できるように法整備	「臨時福祉給付金」のような課税状況を基準とする給付施策等を実施する場合、地方税法第22条の規定を回避できるような条項を盛り込んだ法律の整備	＜支障事例＞ 地方税法第22条の規定には税情報の「窃用」に対する罰則が規定されており、これは、地方において「個人情報保護審議会」など、あらゆる手段を講じたとしても免れ得ないものと解釈されている。 このたびの「臨時福祉給付金」では、住民税の「非課税」が根幹の要件となっており、対象者に漏れなく通知案内するためには、課税データを活用することが必要不可欠であったため、住民税担当課が、非課税者宛てに特別に送付する「非課税のお知らせ」に、「給付金」の申請書を同封するという「窮余の策」で対応することしたが、税担当課との連携などやりにくいところがあった。 ＜解決策＞ 「控除」から「給付」へという流れにより、今後もこのような給付施策が増加していくことが予想される中、地方税法第22条に抵触しないような税情報の活用が可能となる法整備を要する。 「国民健康保険法」や「介護保険法」などにおいては、「収入の状況等の文書の閲覧」や資料の提供要求が本法に規定されていることで税情報の活用が可能となっているが、給付施策のために特別な立法措置を行うことは、今回と同様、時間的な制約などで立法できないことが想定されるため、汎用的な立法措置が必要と考える。	【対象外】
26年	53	土木・建築	都道府県	愛知県	国土交通省	対象外	道路整備特別措置法 第10条第1項、第4項、第12条第1項、第6項、第13条第1項、第15条第1項、第4項	地方道路公社が管理する有料道路の料金、徴収期間等に係る国土交通大臣の許可(認可)制から届出制への変更	地域の実情に応じた道路事業の推進のため、地方道路公社が管理する都道府県道等の有料道路の料金及び料金徴収期間等について、道路管理者が直接管理する有料道路と同様に柔軟に設定できるよう、国土交通大臣の許可(認可)制を届出制とすべき。	【制度改正の必要性】 第2次一括法により都道府県等が直接管理する有料道路については、条例に基づく管理運営が可能となり、国土交通大臣への届出のみで足りることとされた。地方道路公社が管理する都道府県道等の有料道路についても、生活対策・観光施策など地方の裁量で、地域の実情に応じた整備・管理・運営ができるよう、許可(認可)制を届出制に変更すべきである。	【対象外】
26年	937	土地利用(農地除く)	一般市	安城市	財務省(国税庁)	対象外	租税特別措置法第33条の4	5000万円控除特例の拡充	土地区画整理事業地区内において、事業のために土地建物の資産を譲渡した場合における租税特別措置法第33条の4の規定による5,000万円特別控除の特例について、同一事業で年をまたがって2回以上譲渡した場合でも、異なった場所の資産を、事業の進捗により年をまたがって2回以上譲渡する場合は、何度でも適用できることとする。	既成市街地の土地区画整理事業において、地区内に複数の土地・建物を所有している権利者の移転をする場合、一度の移転(建物除却)では対応できない。よって、複数年に渡り、複数物件の移転を行うが、2回目の移転の際、除却のみの場合だと取用代替も適用されないため、移転に対して権利者理解を得にくく、事業が停滞し、後続(玉突き)の移転者にも影響が出てしまう。計画的かつ円滑に事業を進めるためにも、異なった場所に複数の土地・建物を所有する者には、5000万円控除の適用を何回でも適用できるようにお願いしたい。	【対象外】
26年	800	医療・福祉	都道府県	兵庫県	厚生労働省	対象外	医師法第2条、第6条、第17条	粒子線治療施設等先端医療施設における外国医師の診察の業務解禁	自国において専ら放射線腫瘍医として従事し3年(注1)以上の経験を有する外国医師については、粒子線治療施設等先端医療施設での1年(注2)以上の研修の後、日本人の指導医のもと粒子線治療施設での診察を可能とすること。 ※注1 外国人臨床研修制度の許可条件である外国医師の資格取得後の業務経験年数 ※注2 粒子線医療センターにおける標準研修期間	【現行】 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならないが、医師でなければ、医業をなしてはならないこととされている。 【支障事例】 現在、国内の放射線腫瘍医は絶対数が不足しているが、一方で、放射線治療患者はこの10年間で倍増しており、今後も増えていくものと考えられる。 【改正による効果】 外国医師を受入れることで放射線腫瘍医の絶対数の不足解消に役立つことが見込まれる。あわせて、日本が誇る粒子線医療の海外における普及の促進に寄与し、粒子線治療装置の輸出の促進にも繋がっていくものと考えられる。 ※ なお、粒子線治療においては、内科や外科など違い、患者の容態が急変するようなことは少ないことから、外国医師に業務を解禁しても支障は少ない ※ また、海外からの患者にとっても自国の言葉を話せる医師の存在が安心感を与える。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	767	産業振興	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	経済産業省(特許庁)	対象外	中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業外国出願支援事業)の実施主体要件の拡大	中小企業外国出願支援事業では、都道府県ごとに事業実施主体(特許庁からの補助金交付対象)を「都道府県中小企業支援センター」(※以下「中小企業支援センター」という)に限っている。 現在、中小企業支援センターに指定される機関は各都道府県に1機関のみであるが、技術や知的財産等の専門知識を有している機関が他にも存在する場合があることから、より効果的に事業を実施するため、本事業の実施主体を1機関に限らず拡大すること。	【現行】 特許庁では、中小企業の海外への出願に係る費用の一部を補助する「地域中小企業外国出願支援事業」を平成20年度から実施している(平成26年度からは「中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業外国出願支援事業)」)。特許庁は、本事業は中小企業への経営支援の一貫として実施しているとの理由によって、各都道府県での実施主体を中小企業支援センターに限り認めている。 【支障事例】 兵庫県の中小企業支援センターである(公財)ひょうご産業活性化センター(以下「センター」という)は、特許に関するノウハウを十分有しておらず、また県の産業振興に係る事業を多数抱えており業務を遂行するリソースが不足しているため、平成25年度まで兵庫県では本事業が実施できていなかった。平成26年度からは、本事業を実施することになったものの、センターが抱える課題は解決されていないため、県が業務の多くをセンターに任せながら実施する状況となっている。 一方、県内における知的財産に係る事業(知財総合支援窓口「業務等」)は県の関係団体である(公財)新産業創造研究機構(以下「NIRO」という)で実施しており、知財に関するノウハウはNIROに集約されている。 【改正による効果】 本事業の実施主体を1機関に限らず、県の実情にあわせて、県内で中小企業の支援等を行い、かつ知的財産に関するノウハウ及び本事業の実施に意欲を有する機関においても実施可能とすることによって、中小企業に対してきめ細かく一貫した支援を実施することが可能となる。	【対象外】	
26年	155	産業振興	都道府県	鳥取県・徳島県	外務省	対象外	出入国管理及び難民認定法第6条外務省設置法第4条	ロシア人が日本に上陸する時に必要とされている査証とされている査証取得に係る規制緩和	ロシア人が日本に上陸する時に必要とされている査証について、日本に上陸する場合、旅行会社取扱による団体旅行者に限り、数次査証の取得(1回の滞在期間は15日以内)を可能とする。	・ロシア人観光客を増やし、地域経済の活性化と、訪日外国人の増加に寄与する。 ・日本の旅行会社が身元を保証し、ロシアの旅行会社が扱う旅行者を対象とすることで、不法滞在のリスクを回避する。 ・境港にはウラジオストク(ロシア)、東海(韓国)を結ぶ環日本海定期貨客船航路が平成21年6月に開設(境港 発 発日9:00入港、土曜日19:00出港)。 ・境港近郊には皆春産種、大山、鳥取砂丘、松江、出雲など外国人・ロシア人観光客を惹きつける観光資源が豊富にある。 ・同航路による日ロ双方の観光客の増加を見込み、平成21年12月にロシアの旅行会社が境港に日本法人を開設しているが、同航路を利用するロシア人の数は少ない。 ・因みにロシアにおいて、港湾を限定し、団体観光参加者に限り72時間無査証で滞在することが平成21年5月から可能になった。 ・また、平成26年1月1日から韓国とロシアの国民は査証なしで最長60日まで相手国に滞在できるようになった。	【対象外】
26年	167	土木・建築	都道府県	鳥取県	農林水産省	対象外	土地改良法施行令(昭和24年制令第295号)第59条 土地改良財産の管理及び処分に関する基本通達5-0-4(他目的使用等の使用料)	農業用ダムの用水の使用料減免	農業用ダムのかんがい用水について、家畜の飲雑用水や夏場の乳牛の暑熱対策に導水して使用する場合、消費用水を導水して使用する場合は「目的外使用料」を減免できることとする。	農業用ダム用水の畜産用水への活用については、夏場の暑熱による乳牛の生乳生産量の落ち込みを回避するため、牛舎の室温を下げるため、屋根への散水や換気扇・扇風機送水、給糞装置による冷房などの対策には、大量の水道水が使用されている。 農業用ダムからのかんがい用水を、畜産用水に振り替えることにより、乳牛の暑熱対策と併せて畜産農家の経費削減につなげることが可能となる。 また、消費用水への活用については、特に北栄町旧栄村エリアにおいて、冬期の消費用水の水量不足が顕著で、消費ハイパからの散水量が十分なく、積雪時の地域交通の阻害されている。 この現状を踏まえ、農業用ダムからのかんがい用水を、不足する消費用水の補給かに振り替えることにより、冬期の地域生活の交通確保と産業振興と民生の安定に繋げることができる。 この場合における最大のボトルネックは、土地改良法施行令第59条の規定及び基本通達5-0-4に基づき、水使用の便益分の施設使用料を事業費の投入額の比率により支払う「バックロケーション」(目的外使用料)を求められることで、公共上水道を使用する場合に比較して割高となり、経済的メリットを享受できない。 このため、「バックロケーション」(目的外使用料)を減免できる規制緩和を行うことにより、かんがい用水の有効利用が図られ、酪農家の生乳生産安定化と経費削減、冬期の地域生活の安定的な交通確保や産業振興に資するに同時に、地域貢献用水としての多面的機能の認知度アップにもつながる。	【対象外】
26年	8	雇用・労働	一般市	新見市	総務省	対象外	地方公務員等共済組合法第3条第1項	保育士及び幼稚園教諭の人事異動に伴う共済組合の統一	幼稚園に勤務する職員であっても市町村職員共済組合への加入を可能とする。	本市では、保育士と幼稚園教諭を一本化して保育教諭とし、保育所と幼稚園の職員交流を促進するとともに、認定こども園については6園整備し、保育所と幼稚園の垣根を越えた子育て支援環境の整備を図っている。 平成25年7月からは幼稚園業務の所管を市長部局のこども課に移管し、保育所、認定こども園とあわせて一体的な児童福祉施策の整備に努めている。 こうした中、職員の加入する共済組合については、幼稚園勤務の場合は公立学校共済組合、保育所勤務の場合は市町村共済組合と認められているため、幼稚園と保育所を併用する度に共済組合変更しなくてはならず、その都度、本人及び市に多量の事務が生じ負担となるほか、共済が実施する福祉事業(生命保険、個人年金、貸付等)の継続ができないなど職員本人の不利益も生じている。 このため、幼稚園勤務となった場合においても、市町村共済組合に継続して加入できるような規制の緩和を望むものである。	【対象外】
26年	12	産業振興	一般市	新見市	内閣府(金融庁)	対象外	資金決済に関する法律第14条	発行保証金の供託の免除(プレミアム付き商品券発行事業)	地方自治体の補助を受けて商工会議所が行う市内共通商品券発行事業(前払式支払手段)について、発行保証金の供託の適用除外とするよう制度改正を要望する。	新見市においては、本年4月の消費税引き上げにより、市内消費の落ち込みが懸念されることから、市内への経済対策として新見商工会議所が以前から発行していた、市内共通商品券10億円分に5%の上乗せをし、プレミアム商品券として、発行することになった。5%の上乗せ部分の5千万円は本市の補助とし、今年4月～6月に販売した。 しかし、新見商工会議所が発行している市内共通商品券は、使用期限のない前払式支払手段により発行しているため、資金決済に関する法律、及び資金決済に関する法律施行令により、基準日未使用残高の二分の一の額に相当する額の発行保証金を、最寄りの供託所に供託しなければならず、発行に際しては大きな負担となっている。 このため地方自治体の補助を受けて商工会議所が行う市内共通商品券発行事業については供託金の規制適用除外とするよう制度改正を行うものである。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	11	土木・建築	一般市	新見市	農林水産省	対象外		補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等 公共的団体による取得した財産の承認基準について(平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房総務課長通達)第5条	「補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について」(平成20年4月17日付け20経第112号大臣官房長通知)により補助事業等により取得した財産処分について、一定期間を経過した財産の処分は補助金の返還を緩和されているところであるが、公共的団体が行う財産処分についても地方自治体と同様の基準に緩和することを要望する。	公共的団体である本市の森林組合は、平成17年の市町合併に合わせて旧1市4町の各森林組合の合併により誕生した。 合併前の各森林組合が国庫補助事業等により整備した施設について、合併後の社会情勢の変化や森林組合の事業内容等の変化により施設整備当初と大きく状況が変化し、その見直しの必要も生じている。 また、林業自体の衰退が激しく、木材価格の低迷や組合員数の減少により森林組合の経営も困難な状況となっている。 このような状況の中で、本市森林組合が経営改善のため各施設の見直しを検討しているが、長期利用財産(補助対象財産のうち、補助目的に従った利用により10年を経過したもの)の処分(解体)を行った場合、国庫補助金の返還が生じる(平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房総務課長通達(以下「総務課長通達」という。))別表3目的外使用の部上記以外の場合の款)。しかし、地方公共団体である本市が所有する施設を同じ条件で処分する場合は国庫補助金の返還は生じない(総務課長通達別表2目的外使用の部収益がない場合の款)。 公共的団体においても地方自治体と同様に合併後の財産の取り扱いについては、地方自治体と同じ条件になるよう財産処分等の承認基準を緩和されるよう要望するものである。	【対象外】
26年	244	土木・建築	都道府県	広島県	国土交通省	対象外		道路整備特別措置法第10条第4項、第12条、第13条第1項	道路整備特別措置法に基づく地方道路公社が管理する有料道路の料金設定における国土交通大臣の許可及び認可の廃止	【制度改正の必要性】 地方道路公社が管理する有料道路は、利用実態上、地域に密着した利用が大勢であり、その料金は地域生活に大きな影響を与えることから、地域の実情に応じた柔軟な対応が必要である。 このため、地方道路公社が管理する有料道路において、生活対策・観光施策など地方の観点で、地域の実情に応じた整備・管理・運営が可能となる。 【支障事例】 直近において、料金値上げに伴う償還期間延長について国に事前相談したところ、他事例がないこと、他の全国の有料道路への波及が懸念されることなどから、認められなかった事例がある。	【対象外】
26年	364	その他	都道府県	広島県	総務省	対象外		町村設置の福祉事務所に係る経費の特別交付税から普通交付税への変更	特別交付税で措置されている福祉事務所設置町村に要する経費の普通交付税への移行	【具体的支障事例】 特別交付税による措置の場合、留保等により年度末の3月にならないと福祉事務所経費の措置が確定されないため、予見性及び安定的な財政運営に問題がある。 経常的経費である福祉事務所設置費の財源が、特別交付税(臨時収入)で措置されているため、経常収支比率が実態を反映したものとならない。 【課題の解消策】 このため、特別交付税で措置されている福祉事務所設置町村に要する経費の普通交付税への移行を求める。	【対象外】
26年	841	運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	対象外		道路運送法第82条	過疎地域等において、旅客及び貨物を効率的に運送できるよう、道路運送法等の弾力的な運用を可能とする。 ① 自家用有償旅客運送についても、事業者運行のバスと同様に、有償・無償を問わず少量の貨物運送を可能とする。 ② 旅客予約の無いデマンド運行便での貨物のみの運送を可能とする。	過疎地域等における市町村バスやNPO等による有償運送である自家用有償旅客運送については、「旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。」とする道路運送法上の規定が適用されないため、事業者運行バスと同程度の輸送サービス(有償・無償を問わず少量の貨物運送)ができない。 また、旅客の効率的な輸送手段であるデマンド運行(予約がある場合のみ運行する形態)においては、(事業者バス、自家用有償旅客運送車両とも)旅客予約の無い便での貨物のみの運送はできないと解されている。 山間部から「道の駅」まで、高齢者の生きがいがつくりの一環として農産物等の輸送ニーズがあり、これに対応するため、地域内を走る既存の旅客運送車両を活用したいが、現行制度では、車両を有効に活用することができない。 自家用有償旅客運送車両では、(旅客の運送に付随する)定期路線運行であっても、貨物の運送を有償で行うことはできないことから、農産物等の輸送のための料金を設定することはできない。 デマンド運行の期1便目で農産物等を道の駅まで出荷したいが、旅客予約が無い便で貨物のみ運送することが現行では認められていないことから、毎日必ず出荷できるとは限らない。 過疎地域等における貨物も含めた効率的な運送が可能となる。また、限られた車両の有効活用が図られる。	【対象外】
26年	843	運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	対象外		(法令)道路運送法第78条、道路運送法施行規則第48条ほか(通達等)過疎地有償運送の登録に関する処理方針についてほか	自家用有償旅客運送事業の事務権限の移譲に合わせた運用ルールの緩和	中山間地域や島嶼部等においては、採算性の点から交通事業者参入が期待できない地域が存在(このような地域においては、自治体やNPO法人が運行する自家用有償旅客運送が行われている)。 自家用有償旅客運送の登録には、その前提としてNPO等の法人格のある団体を設立する必要があるが、高齢者の多い過疎地域等では、登録の条件である法人格のある団体を地元住民で設立することは難しく、また、自家用有償旅客運送の登録手続きも煩雑でハードルが高い。 例えば、バス事業者に加え、タクシー事業者の参入も見込めない限定された地域内における住民の確保のための一つの手法として、地域通賃を活用した住民相互活動による運送形態についても、燃料費の負担や事業の反復性の度合いによっては、現行制度上では、自家用有償旅客運送としての登録が必要となる。 制度を活用できる地域が広がることで想定され、特に過疎地域等における地域交通の課題解決に向けた取組みへの支援となる。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	968	土木・建築	知事会	中国地方知事会	国土交通省	対象外	道路整備特別措置法第10条第4項、第12条、第13条第1項	地方道路公社が管理する有料道路の料金設定における国土交通大臣の許可及び認可の廃止	道路整備特別措置法に基づく地方道路公社が管理する有料道路の料金設定における国土交通大臣の許可及び認可を廃止し、届出制に変更する。	【制度改正の必要性】 地方道路公社が管理する有料道路は、利用実態上、地域に密着した利用が大勢であり、その料金は地域生活に大きな影響を与えることから、地域の実情に応じた柔軟な対応が必要である。届出制とされた場合、地方道路公社が管理する有料道路において、生活対策・観光施策など地方の観点で、地域の実情に応じた整備・管理・運営が可能となる。 【支障事例】 直近において、料金値下げに伴う償還期間延長について国に事前相談したところ、他事例がないこと、他の全国の有料道路への波及が懸念されることなどから、認められなかった事例がある。	【対象外】
26年	954	その他	知事会	中国地方知事会	総務省	対象外	地方交付税	町村設置の福祉事務所に係る経費の特別交付税から普通交付税への変更	特別交付税で措置されている福祉事務所設置町村に要する経費の普通交付税への移行	【具体的支障事例】 特別交付税による措置の場合、留保等により年度末の3月にならないと福祉事務所経費の措置が確定されないため、予見性及び安定的な財政運営に問題がある。経常的経費である福祉事務所設置費の財源が、特別交付税(臨時的収入)で措置されているため、経常収支比率が実態を反映したものとならない。 【課題の解消策】 このため、特別交付税で措置されている福祉事務所設置町村に要する経費の普通交付税への移行を求める。	【対象外】
26年	282	教育・文化	都道府県	埼玉県	文部科学省	対象外	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条、第5条、第6条、第17条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第7条第2項、第3項、第4項 高等学校等就学支援金交付金交付要綱 高等学校等就学支援金事務処理要領	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条、第5条、第6条、第17条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第7条第2項、第3項、第4項 高等学校等就学支援金交付金交付要綱 高等学校等就学支援金事務処理要領	高等学校等就学支援金に係る所得の審査回数を縮小するとともに、単位制高校生への就学支援金の額の算出方法を簡略化(月額に割らず、1単位当たり単位のままで支給)することを求める。	【制度改正の経緯】 景気雇用情勢が依然として厳しい中、所得が低い世帯の生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点から経済的負担を軽減する必要がある。平成26年4月から公立高等学校においても、就学支援金制度が導入された。 【支障事例等】 公立高等学校の定時制(単位制)及び通信制(単位制)では、授業料が高等学校等就学支援金の支給限度額を超過するケースが多く生じており、それを生徒や都道府県が負担している。通信制高校と単位制高校については、就学支援金の額が1単位当たり単価で定められており、月額で支給される。この結果、履修単位数によって生徒ごとに支給額が異なることになり、一人一人のデータ管理や集計作業が生じ、非常に事務が煩雑となっている。所得の基準年度が第1期と第2～4期で分かれており、制度が分かりづらい上、1年生は年2回の所得審査が必要であるなど、事務が煩雑となっている。また、生徒、保護者は申請に当たり、所得審査のための課税証明書等を添付する必要がある。 このため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第7条第2項、第3項及び第4項を改め、所得の審査回数を縮小するとともに、単位制高校生への就学支援金の額の算出方法を、月額に割らず、1単位当たり単価とし簡略化すべきである。	【対象外】
26年	280	環境・衛生	都道府県	埼玉県	経済産業省(資源エネルギー庁)	対象外	電気事業法施行規則附則第17条	電気自動車用普通充電器の設置に係る電気事業法の規制緩和	電気自動車用普通充電器を設置する場合においても、急速充電器と同様に、同一敷地内において複数の電気供給契約が可能となるように、電気事業法施行規則を改正すること。	【制度改正の必要性等】 施設への電気の供給については、原則、同一敷地内における複数の電気供給契約が認められていないものの、電気自動車用急速充電器を設置する場合にあっては、特例需要場所とされ、別途電気供給を行うことが可能になった。しかしながら、普通充電器にあっては、特例需要場所には含まれないことから、既存施設から電気供給を行うことが必要であり、設置場所が電源から遠い場合、その設置に過大な負担が生じている。 本県においては平成26年3月31日時点、埼玉県次世代自動車インフラ整備ビジョンに基づき、公共性を有する急速充電器182基、普通充電器94基が申請されており、急速充電器のみならず普通充電器についても設置の必要がある。このため、規制を緩和することにより、より一層の充電器の普及については電気自動車等の普及が期待できる。 電気事業法施行規則附則第17条を改正し、電気自動車用普通充電器を設置する場合においても、急速充電器と同様に、同一敷地内において複数の電気供給契約が可能となるように、電気事業法施行規則を改正すること。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	272	土木・建築	都道府県	埼玉県	農林水産省、国土交通省	対象外	土地改良法第90条 水資源機構法第26条 地方財政法第17条の2第2項 高速自動車国道法施行令第1条第3項 道路法施行令第23条第1項 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第2条第2項 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第11条第2項 地すべり等防止法施行令第10条	直轄事業負担金制度の廃止	直轄事業負担金制度のうち維持管理費負担金については平成23年度から全廃されたが、建設費負担金については廃止が実現されていない。建設費負担金についても早期に廃止すること。	【制度改正の経緯】 直轄事業負担金制度については、全国知事会等が長年にわたり長年にわたり廃止を求めてきた。直轄事業負担金制度のうち維持管理費負担金については平成23年度から全廃されたが、建設費負担金については廃止が実現されていない。 平成22年1月14日 国土交通省の「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」が公表した制度廃止に向けた工程表(素案)では、平成25年度までに「直轄事業負担金制度の廃止とその後のあり方」について結論を得るとされた。 平成24年11月30日「地域主権推進大綱」が閣議決定され、直轄事業負担金の廃止について、平成25年度までに「直轄事業負担金制度の廃止とその後のあり方」について結論を得ると明記されたが動きはない。 【制度改正の必要性等】 直轄事業負担金制度は、国の事業に対して地方が費用負担する不合理な制度であり、埼玉県の直轄事業負担金は272億円に達しており、大きな負担を強いられている(平成26年度当初予算額)。 道路法施行令第23条第1項等による建設費に係る直轄事業負担金制度を早期に廃止すべきである。	【対象外】
26年	873	医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	対象外	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令	地方単独事業として実施する福祉医療制度における国庫負担金の減額措置の撤廃	地方自治体が単独事業として、医療費の一部負担の免除等の福祉医療制度等を実施している場合に行われる、国庫負担金の減額調整措置を廃止すること	地方自治体が、単独事業として実施している医療費の一部負担金の免除等の福祉医療制度等は、地域住民の福祉向上を目的とした重要な施策であり、国庫負担金等において減額措置を講ずるべきではなく、住民福祉に大きく貢献している実態を踏まえた制度とすべきであるとする。	【対象外】
26年	573	土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	対象外	河川法第23条	水利使用許可に関する基準	河川法第23条(流水の占用の許可)における、水道事業者等からの水利使用許可申請に対する河川管理者の審査の判断は、「需要量」が基準となっているが、今後は、大規模災害等の発生に備えた水流量をも含めて予め許可していただけるように、申請者の立場として、規制の緩和を提案するもの。	これまで神奈川県は、戦後高度経済成長期に急増する水需要に対し、県の重要施策として、相模川と酒匂川の水源地開発を行ってまいりました。 現在、水需要が安定して推移している現状において、神奈川県の水流量は、県民が安心して生活し、企業も安定した事業活動を営むための必要量を確保できている状況です。 近年、水資源をとりまく社会情勢においては、今後起こり得る大規模災害や水質事故に備え、必要最低限の水の確保、いわゆる「ゼロ水」とならないための方策が求められており、水道事業者等は、大規模災害等に備えるべく、これまで開発してきた水流量を最大限確保する事を目指しています。 しかし、現行の河川法に基づく水利使用許可に係る水量の判断は、「需要量」が基準となっており、今後人口減が予測されるなか、水流量を最大限確保する事について、河川管理者から許可を受けることが難しくなることが懸念されています。 また、水道事業者等は、これまで、相模川及び酒匂川における水質事故や大震災等に備え、「災害時に備えた水量」の検討を実施してきましたが、東日本大震災を契機に、更なる検討が必要となりました。 そこで、水利使用許可の審査にあたり、神奈川県が水源開発をしてきた範囲の中で、大規模災害等の発生に備えた水流量を予め許可していただけるように、水利使用申請者の立場として、規制の緩和を提案します。 これにより、我々水利使用申請者は、大規模災害発生時等においても、必要最低限の水の確保が可能となり、幅を持った社会システム構築の一翼を担えると考えられます。	【対象外】
26年	733	教育・文化	都道府県	新潟県	文部科学省、厚生労働省	対象外	大学、大学院、短期大学及び高等専門学校 の設置等に係る認可の基準(平成十五年文部科学省告示第四十五号)第1条第二号 大学設置基準(昭和31年文部科学省第28号)別表第1口	医学部新設等医師養成に関する規制緩和 医学部新設に関する規制緩和 医学部定員の上限に関する規制緩和	医学部新設に関する規制緩和 医学部定員の上限に関する規制緩和	【制度改正の必要性】 本県の平成24年末現在における人口10万人当たり医師数は195.1人で、全国平均(237.8人)と比較し約43人少ない全国第42位となっており、全国との格差は広がる傾向にあるなど、医師の絶対数不足が深刻。 医療の高度化や専門化等により、外科、産科・産婦人科、麻酔科などの人口10万人当たり医師数は、それぞれ全国順位第46位、第43位、第41位と特定診療科の医師が不足しており、救急医療や出産などへの影響が懸念。 本県の人口当たり医師数が少ない原因は、医師養成機関である新潟大学医学部定員が人口に比べて大幅に少ないことが主な要因と考えられている。 【支障事例】 現在、医学部の設置については、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成十五年文部科学省告示第四十五号)により、認可に係る審査の対象外となっている。 医学部定員についても、H20以降臨時的に増員が図られているものの、大学設置基準(昭和31年文部科学省第28号)により、現在140人が上限となっている。 【制度改正の内容】 こうした規制を廃止又は緩和し、地域の実情に応じて医師養成数の増を可能とすることが必要である。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	735	教育・文化	都道府県	新潟県	文部科学省、総務省	対象外	学校教育法附則第5条 地方独立行政 法人法第21条 第2号	公立大学法人の 附属幼稚園の設 置	公立大学法人が、附属幼稚園を設置できるようにす る。	【制度改正の必要性】 公立大学法人は、当分の間、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができないと定められているが、実践的な能力を持つ幼稚園教諭を養成するためには、大学と教育と研究面で十分な連携が図れる附属幼稚園を、公立大学法人が設置できるよう制度改正が必要である。 【支障事例】 平成21年に新潟県立女子短大を4年制大学化し、設置運営を公立大学法人が行うに当たり、同短大の附属幼稚園を法人に引き継ぐことができず、当該幼稚園を県の機関として残さざるを得なかった。 付属幼稚園から県立幼稚園になったために生じる問題点として、次のとおりである。 1 幼稚園の組織体制について、法人化前は大学教職員により幼稚園の園長をきむ組織編成ができたが、法人化後は県立高校の校長を園長兼務とするなどの体制となっているのが現状である。 2 次の理由から、県立大学の教育実習等の日程調整が難しくなっている。 県実施の教職12年経験者の研修(県立幼稚園も会場となる)等が優先される。 附属ではなくなったため、他大学からの実習生受入れが多くなっている。 【制度改正の内容】 公立大学法人が、附属幼稚園を設置できるようにする。	【対象外】
26年	734	環境・衛生	都道府県	新潟県	環境省、経済産業省(資源エネルギー庁)	対象外	環境影響評価法 環境影響評価 法施行令	再生可能エネルギー 発電設備導入に 係る環境アセス メントの期間短縮	再生可能エネルギー発電設備の導入に係る環境アセスメントの期間短縮等、規制を緩和する。	【制度改正の必要性】 平成24年10月から風力発電が環境アセスメントの対象となり、平成25年4月から配慮書手続が導入され、環境アセスメントの手続に3～4年程度の期間を要すること等が、風力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大の障壁となっている。 【制度改正の内容】 再生可能エネルギー発電設備の導入に係る環境アセスメントの期間短縮等、規制を緩和する。 【関連施策との関連】 国(資源エネルギー庁)では、平成26年度から「環境アセスメント調査早期実施実証事業」を実施し、環境アセスメントの手続期間の半減のための実証事業に取り組んでいる。	【対象外】
26年	729	その他	都道府県	新潟県	総務省	対象外	地方自治法第 14条	条例制定権の抜 本的な拡大	地方のことは地方で決定できることが基本となるよう、法律の実施規定を「包括的に条例に委任」する一般原則、基準を定めること。	【制度改正の必要性】 これまでの義務付け・枠付けの見直しは、対象項目の選定や「従うべき基準」の存在など、国主導の下で進められ、地方の意欲や工夫が十分反映できないため、地域の実情に応じた制度設計が行えるよう、抜本的かつ包括的に条例に委任できる仕組みが必要である。 【制度改正の内容】 個別法令・個別条項の内容を問わず、通則法による条例の上書き権を保障すること、特に法律の規定(例、包括委任規定)を根拠として政省令等で義務付け・枠付けをしているものについては、条例委任すること。	【対象外】
26年	657	消防・防災・安全	一般市	加茂市	総務省(消防庁)	対象外	消防組織法、市 町村の消防長 及び消防署長 の資格の基準を 定める政令	市町村の消防長 及び消防署長の 職に必要な消防 に関する知識及び 経験を有する者の 資格の基準について	市町村の消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格の基準を定めること。 市町村の消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格の基準を定めること。	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第44号。以下「第3次一括法」という。)により、消防組織法第15条に定められていた市町村の消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を市町村の条例で定めることになった。市町村が条例で定めるに当たっては、政令で定める基準を参照することになっているが、政令第1条(消防長の資格の基準)第2号の「消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったものであること。」という基準を削除して条例制定する市町村が多く見受けられる。 地方分権により、いくら条例で自由に定められるからといって、徒に消防長及び消防署長の資格基準を狭め、政令の基準が理不尽に守られない事態は地方分権の行き過ぎであるので、是正するよう措置すること。 この件は、地方の消防官僚による民主主義の否定であり、改めるよう指導すべきである。	【対象外】
26年	127	土木・建築	都道府県	富山県	国土交通省	対象外	特定多目的ダム 法第2条第1項、 第2条、第22条	ダム使用権の貸 与及び一時転用	ダム使用権について、本来の特定用途に供するまでの間、第三者に貸与するとともに、特定用途以外の他用途への一時転用を可能とする。	【規制緩和の必要性】 富山県では、国直轄の多目的ダム(宇奈月ダム)を水源とする水道用水供給事業(東部水道用水供給事業)を実施するため、特定多目的ダム法第17条の規定によるダム使用権の設定を受けている。 しかしながら、受水団体における水需要の伸び幅みから、浄水場等の専用施設の建設を見合わせており、現在のところ、ダム使用権は未利用となっているとともに、取水に係る水利権の許可(河川法第22条)申請をしていないところである。 特定多目的ダム法では、第21条、第22条の規定においてダム使用権の第三者への貸与が認められておらず、また、同法第2条第1項の規定によりダムの用途が発電、水道、工業用水に限定されていることから、現行制度上は、水道用水としての水需要が発生するまでの一時的な貸与、他用途への転用(例、修景、消流費、地下水調査、防火、発電等)ができない状況である。 県において多大な投資をして確保した水資源を有効に活用する観点から、こうした規制を緩和し、ダム使用権の第三者への貸与及び特定用途以外の他用途への一時転用を可能とすることは有意義と考える。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	577	医療・福祉	都道府県	長野県	厚生労働省	対象外	高齢者の医療 の確保に関する 法律第55条	後期高齢者医療 制度における財政 調整の仕組みづく り	後期高齢者医療制度における住所地特例制度の対象とならない次の①・②の場合について、施設所在地の市町村の財政負担が生じないよう、財政調整の仕組みを構築すること ①75歳以上の者が、老人福祉施設等への入所のために、広域連合内の市町村をまたぐ移動をした場合 ②75歳に達する前に、老人福祉施設等への入所のために、広域連合間で移動した場合及び広域連合内の市町村をまたぐ移動をした場合	【現行制度】 高齢者の医療の確保に関する法律第55条により、後期高齢者医療制度では、都道府県ごとに設置される広域連合が運営主体となっており、施設への入所等のため広域連合をまたぐ住所の移動があった場合には、前住所の広域連合が引き続き保険者となる住所地特例制度があるが、広域連合内の市町村間の移動については、広域連合間の移動の際に適用される住所地特例制度のような仕組みがない。 【制度改正の必要性】 老人福祉施設等が所在する市町村では、他市町村から入所している高齢者の定率公費負担分について財政負担が生じる。 加えて、75歳未満の者が地市町村の老人福祉施設等へ入所した場合、国民健康保険の住所地特例制度により前住所の市町村が保険者となるが、後期高齢者医療制度においては住所地特例制度が引き継がれないため、当該高齢者が75歳に達した際に、施設所在地の市町村の財政負担が生じることとなり、市町村間の財政負担の均衡を図る必要がある。	【対象外】
26年	445	医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	対象外	国民健康保険 法第70条第2 項 国民健康保険 の国庫負担金の減額 措置の撤廃	国民健康保険国 庫負担金の減額 措置の撤廃	乳幼児医療費の無償化に伴い発生する国民健康保険負担金の減額措置を撤廃する。	【現状】 国民健康保険においては、被保険者の診療に対し保険者である市町村が保険給付を行った場合、法律により国がその費用の32%を負担することとなっている(これを国庫負担金という)。 【支障事例】 市町村が、福祉政策の一環として乳幼児の医療費自己負担分を肩代わりして負担している場合(現物給付に限る)、国は、当該市町村に対する国庫負担金を減額して交付している(なお、岐阜県では、乳幼児医療費の自己負担分の50%、国庫負担金の減額分の50%を補助している)。この減額措置は少子化対策等に組み込まれている地方の努力と相反し、これを阻害している。 【支障事例の解消策】 乳幼児医療費の無償化に伴い発生する国民健康保険負担金の減額措置を撤廃する。	【対象外】
26年	43	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	対象外	学校教育法 第108条 第122条 第132条	高等学校専攻科 卒業生の大学へ の編入学の制度 化	高等学校専攻科卒業生の大学への編入学に係る法的制約を撤廃すべき。	【制度改正の必要性】 産業の伝統を継承し、さらに発展させていくためには、専攻科でより高度な知識、技術・技能を身に付けた者が大学へ編入し、より専門的に研究をすることができる環境を整えることが不可欠である。	【対象外】
26年	55	運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	対象外	道路運送法第 82条第1項	過疎地域におけ る市町村運営有償 運送(交通空白地 域)による貨物運 送の容認	一般乗用旅客自動車運送事業者に限って認められている旅客の運送に付随した貨物の運送を、過疎地域における市町村運営有償運送(交通空白地域)に拡大する。	【現状】 過疎地域における市町村営バスについては、乗車人員も限られていることから乗車スペースに空きがあるのが現状である。 【制度改正の必要性】 この空きスペースを活用して、生活物資や農作物等を有償で運搬することにより、効率的な運行と運行財源の確保が可能となる。	【対象外】
26年	710	運輸・交通	一般市	安城市	国土交通省	対象外	道路運送法施 行規則第5条	タクシー営業区 域の緩和	一般乗用旅客自動車運送事業におけるタクシー営業区域は、道路運送法施行規則第5条に基づき中部運輸局長が定める営業区域(西三河南部交通圏:碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市)としている。この区域より市域が隣接しているがタクシー営業できない地区が存在する不合理が生じ、運行事業者の参入が限られてしまう弊害が出ている。従って、地方自治体が行なうコミュニティ交通の場合に限り、当該都市及び隣接する市町に営業拠点を置く事業者全てに、事業参入できるよう営業区域の規制緩和を行なう。	地方自治体が行なうコミュニティバスを補完する形で、公共交通不便地域に市民の移動手段として一般タクシーを利用した予約式乗り合いタクシー実施している。この事業については、昼間の空きタクシーを利用する触れ込みで、運行事業者の参入については問題なく実施できるものと考えていたが、近年のタクシー運転手不足の問題もあり、事業継続を行う場合の事業者選定に支障が出ている。広く運行事業者を選定しようにも縛りとしてタクシー営業区域が定められており参加できる事業者が限られてしまうため、せめて当該自治体に隣接するすべての自治体に営業拠点を置く事業者については事業参入できるようタクシー営業区域の緩和をお願いしたい。	【対象外】

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	711	運輸・交通	一般市	安城市	国土交通省	対象外	道路運送法第8条	自家用自動車による無償住民輸送における緩和	自家用自動車(白ナンバー)による無償輸送を行なう場合、地域住民が運転手を行う対価の支払いについて、自治体から現金等での支払いが出来るように規制緩和したい。	地方自治体が行なうコミュニティバスを補完する形で、公共交通不便地域に市民の移動手段を確保するに当たり、近年のタクシー運転手不足から予約式兼合い方式での事業継続が難しい状況となっている。そこで、地域住民による自家用車を利用した無償住民輸送を行う場合、その対価として現金等の支給が道路運送法上できない状況であるため、自治体から運行に必要な費用については現金等での対価の支払いが出来るよう規制緩和をお願いしたい。	【対象外】
26年	826	医療・福祉	都道府県	兵庫県	厚生労働省	対象外	国民健康保険の事務費負担金の交付額等の算定に関する省令第4条など	地方単独福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止	地方が単独で実施している重度心身障害児(者)、老人、ひとり親家庭、乳幼児・子どもを対象とした医療費助成制度の重要性や必要性に鑑み、国民健康保険の国庫負担金減額措置を直ちに廃止すること	【制度改正の必要性】 重度心身障害児(者)、老人、ひとり親家庭、乳幼児・子どもを対象として、各自治体において実施されている医療費助成制度は、医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるようにすることで健康の保持と福祉の増進を図るものとして、地方自治体で単独で実施しており、医療に関わるセーフティネットとして必要不可欠なものである。 【改正による効果】 地方単独福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は、国が本来果たすべきセーフティネットを担っている地方自治体の努力を阻害するものである。また、当該措置の廃止は、国民健康保険の財政基盤強化に資する。	【対象外】
26年	791	教育・文化	都道府県	兵庫県	文部科学省、総務省	対象外	学校教育法第2条、附則第5条、地方独立行政法人法第21条、第70条	公立大学法人の業務範囲の拡大	公立大学法人が、現行の学校教育法、地方独立行政法人法では認められていない大学及び高等専門学校以外の学校(小学校・中学校・高等学校)の設置管理を行えるよう現行法の改正を行うこと。	【現行】 兵庫県立大学は、附属の高等学校及び中学校を管理、運営し、大学やSpring-8等の近隣の研究施設等の活用により生徒の科学技術への関心を高めるとともに、中学・高校と大学を一貫した教育期間として捉え、特別推薦入試の実施や研究施設と連携した教育プログラムを開発し、これまで高い学習効果を得てきた。 【支障事例】 平成25年4月、兵庫県立大学が公立大学法人に移行したことから、現行の学校教育法、地方独立行政法人法では、附属中学校及び附属高等学校を管理、運営することができないため、県立大学の附属機関から附属中学校及び高等学校を切り離さざるを得なくなった。 【制度改正の必要性】 次代を担う科学技術における学術研究の後継者や国際感覚豊かな創造性溢れる人材を育成していくためには、県立大学のインシアテブのもと、最先端の研究施設や人的資源を有効に活用した県立大学との連携が不可欠である。	【対象外】
26年	823	環境・衛生	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	環境省	対象外	環境影響評価法第5条ほか	火力発電所等の環境影響評価手続きの合理化	各手続段階に規定されている縦覧期間を短縮するなど、国・自治体・事業者の運用改善等による審査の期間短縮や、火力発電所の設置に関してはこれまで蓄積してきた過去の事例や知見を基に方法書手続を簡略化してきた過去の事例や知見を基に方法書手続を簡略化するなど、環境影響評価手続を合理化すること。	【支障事例】 環境影響評価手続は、開発と環境保全を総合的に進めるために不可欠な仕組みではあるが、その手続には3年程度の期間が必要とされている。特に東日本大震災以降の厳しい電力需給ひっ迫等により、火力発電所の環境影響評価手続の迅速化が求められている。 【改正による効果】 環境影響評価法の各手続段階で規定されている縦覧期間を半減するなど、国・自治体・事業者の運用改善等による審査の期間短縮や、火力発電所の設置に関してはこれまで蓄積してきた過去の事例や知見を基に方法書手続を簡略化することなど、環境影響評価手続を合理化することで、事業計画の策定から運転開始までの期間短縮が可能となる(火力発電所の現状:新設で10年以上、更新で7~8年程度)。 【提案理由】 火力発電所の設置などの事業は、単に事業者の営利事業というだけでなく、県施策と密接な関連を有する事業であり、縦覧期間や審査期間が長期化することにより県施策への影響が及ぶなど、実質的には「県に対する規制」と捉えることができることから提案するものである。 【環境影響評価手続の国の審査のための期間設定(火力発電所の場合)】 配産書:90日(環境影響評価法施行令第9条) 配産書の縦覧:30日間(主務省令第13条) 方法書:180日(電気事業法施行規則第61条の5) 方法書の縦覧:1月間(環境影響評価法第7条) 準備書:270日(電気事業法施行規則第61条の8) 準備書の縦覧:1月間(環境影響評価法第16条) 評価書:30日(電気事業法施行規則第61条の10) 評価書の縦覧:1月間(環境影響評価法第27条)	【対象外】
26年	355	医療・福祉	都道府県	徳島県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県	厚生労働省	対象外	国民健康保険の事務費負担金の交付額等の算定に関する省令第4条第1項	地方の医療費助成に対する国保ペアルティの廃止	地方が、子育て支援のため、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険国庫負担金の減額措置を廃止する。	人口減少社会からの脱却を図るためには、既成概念にとらわれない分権施策を推進する必要がある。少子化の改善に向けて、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るためには、現物給付による医療費助成によって、窓口負担軽減を行っていくことは重要な取組み。全国的にこの取組みを拡大していくために、現物給付の場合に課せられる国民健康保険国庫負担金の減額措置を廃止する。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	856	産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(中小企業庁)	対象外		大規模小売店舗立地法第6条第2項、同条第3項、同条第4項	大規模小売店舗を配置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づき必要駐車台数を確保した上での収容台数の変更など、周辺地域の生活環境に重大な影響を与えない変更については、8か月の変更制限を廃止する。	駐車場の収容台数を減少させる場合、「大規模小売店舗を配置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき必要駐車台数を満たした範囲内の変更のときでも、地元説明会や騒音調査などの手続が必要で、かつ8か月の期間を要する。 自治体において当該届出に係る意見を有しない旨を届出者に通知した場合は、大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づき、その時点で8か月制限が解除されるものの、当該通知を行うまでの間、届出の縦覧手続等により少なくとも4か月の期間を要するため、事業者が月極駐車場や借地駐車場を確保している場合は、その期間については、費用を負担することとなる。 事務手続に関する小売業者の負担が軽減される。	【対象外】
26年	840	運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	対象外		道路運送車両法第67条第1項、自動車登録令第19条	租税債権者が自動車の所有権移転代位登録を行うことができるよう、具体的に、以下の法改正を求めるものとする。 ① 自動車検査証の記載事項の変更を使用する租税債権者の意思に依らずに行うことができる旨の規定の創設(道路運送車両法第67条関係の改正) ② 前記①に基づき、租税債権者から請求があった場合、留保権者は、「譲渡証明書」、「印鑑証明書」等、代位原因証明書類の提出を義務付ける規定の創設(自動車登録令第19条の改正)	所有権留保のある自動車で割賦販売代金が完済された場合には、留保の原因が消滅し自動車の所有権は留保権設定者である使用者に移転することになるが、一般的には、道路運送車両法に規定する移転登録がなされず、登録されている所有権留保は解除されないことが多い。県税滞納者がこのような自動車の使用者である場合は、当該自動車に対して国税徴収法第71条に規定する自動車の差押えをしても、所有者(留保権者)と使用者(滞納者)で登録上の名義が異なるため、国土交通省運輸支局に対して、第三者対抗要件である差押登録の嘱託を行うことができない。 自動車登録令第19条では、所有権移転登録について債権者代位による申請を規定しているが、運輸支局において差押登録するためには、次の手続を踏む必要があるとされており、②の委任状の入手が極めて困難であるため、債権者代位による移転登録が事実上不可能となっている。 ①「変更登録申請」と「自動車検査証」の記入申請は同時に行わなければならない。(道路運送車両法第12条) ・所有者の氏名・住所等について15日以内に変更(道路運送車両法第12条) ・15日以内に、上記変更登録について自動車検査証の記入(道路運送車両法67条) ② 租税債権者が①の手続きを行う場合、滞納者からの委任状を入手する必要がある。 ③ 租税債権者が移転登録を代位する場合に、留保権者(所有者)から「譲渡証明書」「印鑑証明書」等を入手する必要がある。 自動車税の滞納案件は非常に多く、課税客体となる自動車の差押は県税の滞納整理において大きなウエイトを占めているが、上記のことが自動車差押の阻害要因となっており、また、税徴収における公平性の問題もあるため制度等の見直しが必要である。 滞納者の意思によらずに租税債権者である県が、差押自動車の所有権移転代位登録を行うことができ、納税の公平性確保、徴収金の確保が図られる。	【対象外】
26年	630	教育・文化	都道府県	長崎県	文部科学省(文化庁)	対象外	文化財保護法第43条	歴史的建造物の活用における文化財保護法の規制の一部緩和(重文施設)	地方公共団体が所管する重要文化財等の活用にあたって、当該文化財の保存や価値に影響を及ぼさない範囲で、一時的に現状を変更するが、容易に復元することが可能行為については、文化財保護法第43条による文化庁長官の許可を要しないものとする。	<提案の詳細は別紙のとおり> 重要文化財については、文化財保護法第43条によって、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないこととなっている。 【支障事例】 現在、重要文化財である長崎市の旧香港上海銀行長崎支店記念館(長崎市所有、以下「記念館」という。)内に設置している「長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム」(長崎県と長崎市で共同設置。以下「ミュージアム」という。)の展示等について、文化庁との事前協議において困難との判断が示される場合が多い。 【制度改正の必要性】 記念館の利活用と保存の調和を図りながらミュージアムの展示内容を充実させ、これを広く広報することは、誘客効果が高く、重要文化財の価値そのものを広く知っていただくことにも繋がると考えられるので、記念館の保存に影響を及ぼさない範囲での展示や外壁の掲示等を積極的に行うことは、文化財行政の観点からも必要な取組と考えている。 【改正の内容】 文部科学省令で定める「維持の措置の範囲」の拡大と、保存に及ぼす影響が軽微な行為の範囲拡大を提案する。	【対象外】
26年	283	教育・文化	都道府県	埼玉県	文部科学省	対象外		高等学校等就学支援事業費補助金(就学のための給付金)の国庫補助基準及び事務処理等について(通知)	奨学のための給付金制度の申請に係る所得等証明書類について、世帯区分に応じた証明書類のうち、23歳未満の扶養されている兄、姉がいる高校生等の世帯について、申請者(保護者)の監約をもって健康保険証の写しの提出を廃止することを求める。	【制度改正の経緯】 平成26年4月に低所得世帯生徒への対応について、高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出する財源を活用し、奨学のための給付金制度(国庫負担3分の1の国庫補助事業として、予算の範囲内で補助金を交付)が創設された。 【支障事例等】 この給付制度は、補助対象を3つの世帯(①生活保護受給世帯(平成26年度875世帯見込み)、②保護者全員等の市町村民税非課税世帯(同3,604世帯)、③保護者全員等の市町村民税非課税世帯(同2,187世帯)で、23歳未満の扶養されている兄、姉がいる高校生等の世帯)に区分しており、その確認に必要な証明書類は多岐にわたり、それぞれの世帯で必要とする所得等証明書類も異なっており、事務が煩雑である。 特に上記③の世帯については、世帯全員の健康保険証の写し等を添付する必要があり、①②の世帯と提出書類が異なることから、申請者の誤解を招きやすく、年齢も誤りがないか(本当に23歳未満か)を全て確認する必要があり、審査に多大な時間がかかる。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	505	産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	対象外	エネルギーに関する エネルギー政策 基本法第14条	エネルギーに関する 事項の都道府県へ の権限移譲	エネルギー教育の普及、省エネルギー・新エネルギー の普及促進のための事務を都道府県に移譲	国は「原子力広報等のエネルギー広報を全面的に都道府県に委ねた場合、国と地方とで意見が 分かれがらになってしまうことから、原子力政策の推進等に著しい支障を生じる恐れがあり」として いるが、次の理由から、地方がエネルギー広報を行うことに支障はないと考える。 エネルギー政策基本法第6条で「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、 国の施策に準じて施策を講ずる」と規定されており、「国と地方とで意見が分かれ」ることを基本的 に想定していないこと。 エネルギー政策基本法第14条で規定されている「エネルギーに関する知識の普及等」は、エネル ギー全般を対象としていること。また、平成26年4月11日に閣議決定された「エネルギー基本計 画」では、「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の 効率化などにより、可能な限り底減させる」としており、地域に密着した省エネルギー・再生可能エ ネルギーの広報が重要性を増していること。 もとより国がエネルギー広報を行うことを否定するものではないが、特に再生可能エネルギーの普 及や省エネ活動の促進については、地方に委ねるべきである。エネルギーの使用の合理化等に関 する法律第85条では、「地方公共団体は、教育活動、広報活動等を行うに当たっては、できる限 り、エネルギーの使用の合理化等に関する地域住民の理解の増進に資するように配慮する」とし ているように、正に地域の住民や事業者の理解を得ることがエネルギー広報の目的と考える。	【対象外】
26年	570	その他	都道府県	神奈川県	法務省	対象外	会計法第48条	会計法に基づく国 庫の支出負担行 為者の変更	会計法では、国庫の支出負担行為、支出負担行為の 確認等に関する事務を、都道府県の知事又は知事の 指定する職員が行うこととすることができる。とされて いるため、県で実施しない国庫事業の契約手続き等の事 務を県が行っているため制度の見直しを求める。	横浜市等の政令指定都市等が独自に実施している国庫事業であるにもかかわらず、県が契約書 の作成を求められており、非効率的且つ事務的な負担も大きい。	【対象外】
26年	461	土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	対象外	道路法、河川法 地方整備局組 織規則	土地等の評価基 準及び損失補償 額の算定基準等 に関する事務(地 方自治体事業に 係るもの)の移譲	直轄事業の移譲を求めるものであるが、その際には事 業を実施する地方自治体が損失補償等の事務を行う こと。	公共用地取得に伴う損失補償の補償基準等は、事業主体が地域の実情を踏まえ策定及び運用 することが必要であるため、地方自治体事業に係るものについては事業主体である地方自治体 が実施することが適切である。 仮にダム事業、海岸事業が移譲される場合、当県において事例がないためノウハウの継承が必要 と考える。	【対象外】
26年	467	土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	対象外	河川法	河川等に係る整備 等に関する計画、 工事及び管理の 実施の移譲	直轄河川の整備等に関する計画、工事及び管理の権 限を国から都道府県に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえ、国 土交通省との協議を進めることとし、関係市町村の意見を確認する必要があるとともに、関係都県 と協議していく必要がある。 また、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、移譲に伴う財源措置及び人員確保 の対策については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き 検討を行っていただきたい。	【対象外】
26年	517	土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	対象外	道路法、河川法 等 地方整備局組 織規則 第12条	直轄事業に係る土 地等の収用、使 用、買収及び寄附 並びにこれらに伴 う地上物件の移転 及び損失補償に 関する事務(地方 自治体事業に係 るもの)の移譲	直轄事業の移譲を求めるものであるが、その際には事 業を実施する地方自治体が損失補償等の事務を行う こと。	用地取得は事業実施の一段階であり、地方自治体事業に係るものについては事業主体である地方 自治体を実施することが適切である。 仮にダム事業、海岸事業が移譲される場合、当県において事例がないためノウハウの継承が必要 と考える。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	23	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	対象外	なし	情報処理の促進に関する業務の都道府県への移譲	地域の中小企業等によるITを活用して経営革新、生産性向上を図るための取組に対する支援事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 IT総合戦略本部の戦略である世界最先端IT国家創造宣言において、基盤構築に係る部分は全国的な視点で行うことが必要と認識するが、地方の中小企業等へのIT活用促進の取組に関しては、基盤構築ではなく利用であるため、地域ごとに地場産業のカテゴリーが異なるなど、それぞれに特化した施策が必要と考える。例えば製造業においても輸送機器が盛んな地域においては機械系の設計ツールやそれを連携したシステムの活用が必要であり、観光業に力を入れたい地域においては地域資源を広く周知するためのツールやシステムの活用が必要となる。ゆえに、地域の実情に精通した地方自治体が最適なIT活用となるよう施策を行うべきである。	【対象外】
26年	423	土木・建築	都道府県	熊本県	国土交通省	対象外	社会資本整備総合交付金における交付金事業の細目の大枠化	社会資本整備総合交付金交付要綱附属編第Ⅱ編で定める交付金事業の細目をより大枠とし、地方の裁量により運用できるようにすること	社会資本整備総合交付金交付要綱附属編第Ⅱ編で定める交付金事業の細目をより大枠とし、地方の裁量により運用できるようにすること	【支障】 現在の交付金事業の要件は交付金要綱附属編第Ⅱ編で規定されており、道路事業以外は細分化されている。道路事業は大枠であるため、事業内での流用等、地方の裁量で対応ができていないが、他事業は、事業の要件が細分化されており地方の裁量は小さいものとなっている。 【制度改正の必要性】 現場の状況や事業の進捗に流動的に対応するため、事業の要件を大きく、事業内の流用等による地方の裁量を大きくする必要がある。	【対象外】
26年	838	環境・衛生	一般市	三鷹市	厚生労働省	対象外	水道法37条、39条の3、48条の2など	水道法に関する権限移譲の見直し	地域主権改革一括法(第2次)において基礎自治体に権限移譲された専用水道、簡易水道に関する事務権限について、東京都に移譲するよう要望する。	権限移譲された市の専用水道、簡易水道に関する事務については、東京都が水道事業を一元的に行っていることから、地方自治法に基づき東京都に事務委託をしている。事業主体である基礎自治体には、専門知識を有する職員がいらないことなどから、東京都に委託料を支払い、年度の事業報告を受けているのが現状である。また、三鷹市は、地方交付税の不交付団体であることから、財源保障がされていない。事業の実施にあたっては、住民生活に支障を来すことなく、効率的に実施されることが求められることから、事業主体と権限が一致していることが望まれる。このほか、飲用井戸等衛生対策要領に関する事務についても市が実施することとされ、東京都に事務委託をしている。こうしたことから、水道法及び飲用井戸等衛生対策要領に関する専用水道等事務については、東京都に権限移譲するよう要望する。	【対象外】
26年	837	土木・建築	一般市	三鷹市	国土交通省	対象外	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2、3、5、8、9、10、11、19条	特定優良賃貸住宅に関する権限移譲の見直し	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による特定優良賃貸住宅(都民住宅)に関する権限について、東京都に移譲するよう要望する。	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律は、中堅所得者の居住の安定を図ることを目的としているが、現在、中堅所得者層が通勤等により移動する範囲は複数区・市に渡っており、優良賃貸住宅の建設にあたっては、各区・市等の小さな地域内ではなく、都・県等の大きな地域内での全体的住宅事情を考慮した供給計画の作成が必要である。今回の権限移譲により供給計画の認定権限そのものが各区・市になったことにより、周辺区・市等全体の配置状況などを把握しないうまま認定されることになり、目的に沿った効率的な住宅建設計画の作成・認定が困難になった。また、既存の特定優良賃貸住宅の大半は都・県の管理によるものであり、区・市管理によるものは少ない。そのため供給計画変更認定や地位承継の承認等、事業者から都・県を経て区・市に申請されるものが多数であり、区・市に権限が移譲されたことによる事務効率の改善は図られず、区・市の負担のみ増加する結果となった。また、都・県が自ら管理する特定優良賃貸住宅に係る地位承継の承認等の事務を行う事は必然であり、適切な管理につながるものと考えた。したがって、都・県が管理する特定優良賃貸住宅に係る供給計画変更の認定や地位承継の承認等の権限は都・県に戻すことを強く要望する。	【対象外】
26年	281	その他	都道府県	埼玉県	総務省、財務省	対象外	地方財政法附則第33条の9	高金利地方債の繰上償還や借換えの要件緩和	財政指標などを要件とせず、補償金免除繰上償還を実施するための特例措置を講ずること。	【制度改正の経緯】 公的資金による地方債を繰上償還するには、利子相当額を「補償金」として支払わなければならない制度となっている。 平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、地方公共団体に対する公的資金の貸付金のうち、金利5%以上の地方債について補償金を免除した繰上償還が実施された。 平成22年度から24年度までは対象団体等の要件が緩和され措置が延長された。 平成25年度は、東日本大震災の特定被災地方公共団体に対象団体を限り、補償金免除繰上償還が実施された。 【制度改正の必要性等】 本県においては、平成19年度から24年度までの特例措置により、6%以上の借入746億円について繰上償還を実施した。 しかし、財政指標などの要件により金利5%以上6%未満の借入については繰上償還が認められず、依然として141億円の残債(平成24年度決算ベース(普通会計債及び公営企業債の合計))がある。 地方公共団体に対する公的資金の貸付金のうち高金利地方債の金利負担が財政運営を圧迫しているため、地方財政法附則第33条の9の特例措置について、財政指標などを要件とせずに延長を行い、地方自治体の財政負担を軽減する必要がある。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	763	産業振興	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	経済産業省	対象外	ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱、ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金実施要領	中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業(同様の目的・方法で実施する補助事業含む)の補助要件設定のほか、公募、審査・採択、補助金交付等の一連の業務を、必要となる人員、財源とともに、都道府県へ移譲すること。	『別紙参照』	【対象外】	
26年	174	産業振興	都道府県	鳥取県、徳島県	経済産業省	対象外	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条(補助金等の交付の条件)第2項経済産業省平成25年度補正予算 設備投資に対する補助金に係る「収益納付」ルールの廃止 「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業(ものづくり、商業・サービス)」各実施団体(地域事務所)の公募要領等	「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」の実施要領における収益納付の規定を廃止する。	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(第7条第2項)では収益納付の条件を付す「ことができる」という規定があり、現在国の各種補助金ではこれが一律に適用されている。中小企業を対象とした産業振興を目的とする補助金。なかでも、設備投資も対象事業とされ、生産設備としての活用が想定されている「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」については弊害が大き、補助事業の実施者、補助金交付を行う実施機関双方にとって大きな負担になるだけでなく、収益を納付する定めがあること自体が企業活動を制限、意欲を減退させることにつながり、当該補助金の本来の目的を阻害することになるため、収益納付の規定撤廃が必要。	【対象外】	